

第2期中期目標期間における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 中期目標期間評価及び年度評価の基本的な方向性について（素案）

平成 2 1 年 月 日

国立大学法人評価委員会決定

第2期中期目標期間（平成22～27年度）において、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「法人」という。）が中期目標の達成に向けて計画的に業務を実施することができるよう、第2期中期目標期間における中期目標期間の業務実績に係る評価（以下「中期目標期間評価」という。）及び各年度終了時の評価（以下「年度評価」という。）の基本的な方向性について、以下のとおり示す。今後、これらの基本的な方向性を踏まえて、第2期中期目標期間における中期目標期間評価及び年度評価の具体的な評価方法について、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において検討を行っていくこととする。

1. 第2期中期目標期間における国立大学法人評価の基本方針

- 国立大学法人制度は、大学等の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とするものである。このような大学等の教育研究の特性に配慮して、第2期中期目標期間における中期目標期間評価及び年度評価の実施方法を検討していくこととする。
- 第2期中期目標期間における中期目標期間評価及び年度評価は、各法人の自己点検・評価に基づき、各法人毎に定められた中期目標の達成状況若しくは中期計画の進捗状況の調査・分析を行い、法人の業務実績全体について総合的に評価を行うことを基本とし、評価方法を検討していくこととする。
- 大学の機能別分化にも対応した評価方法を検討するとともに、各法人において教育研究や業務運営・財務内容等の改善に活用することができるように、評価結果の判断理由や、改善すべき点などがより明確に把握できるよう、

評価書の記載内容・方法を工夫・充実する方向で検討していくこととする。

- 各法人における評価作業の負担軽減を図るため、評価方法の効率化や資料の簡素化を一層推進する方向で第2期中期目標期間における中期目標期間評価及び年度評価の実施方法を検討していくこととする。

2. 中期目標期間評価の基本的な方向性

(1) 評価の実施時期

- 中期目標期間評価の結果を各法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとするとともに、次期中期目標期間における運営費交付金の算定に反映させることができるようにするため、第2期中期目標期間の終了に先立ち、平成22年度から25年度までの4年間の業務の実績について評価を実施し、平成26年度中を目処に暫定的な評価結果を明らかにすることとする。

(2) 教育研究の状況の評価

- 中期目標期間における教育研究の状況の評価については、大学の教育研究の特性を踏まえた専門的な検討が必要であることから、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）において、平成20年度に実施した平成16～19年度の業務の実績についての評価作業の検証を行い、それを踏まえて、第2期中期目標期間の教育研究の評価方法についての検討に着手することを、評価委員会より依頼することとする。
- 各法人が自主的に行う組織及び業務全般にわたる検討や第3期中期目標・中期計画に関する検討に評価結果を反映させるため、学部・研究科等の教育研究の水準や質の向上度について現況分析を実施することとする。
- 学部・研究科等の現況分析を実施する際には、第1期中期目標期間と比較して教育・研究の質がどれくらい向上したかに配慮して評価を行うことを検討していくこととする。
- 機構は、評価の透明性・正確性を確保するため、教育研究の状況に係る評価結果のとりまとめに先立ち、法人に意見申立ての機会を付与することとする。
- 機構は、各法人における中期目標の達成状況に係る自己点検・評価を検証

した上で、学部・研究科等の現況分析の結果も勘案し、「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「その他の目標」の3つの大項目毎に、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階で評価することとする。また、優れた点や改善すべき点を、各法人が自主的に行う教育研究等の改善に資する観点から、分かりやすく指摘することとする。

「中期目標の達成状況が非常に優れている」

「中期目標の達成状況が良好である」

「中期目標の達成状況がおおむね良好である」

「中期目標の達成状況が不十分である」

「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

- 評価委員会は、機構の評価結果を尊重し、機構が付す各法人の中期目標の達成状況に係る評定を、評価結果として基本的にそのまま受け入れることとする。
- 国立大学法人の附属病院や附属学校については、機構が評価を行う大学における教育研究とは性格が異なるものであり、病院や学校としての独自の機能・役割を併せ持つものであることから、附属病院・附属学校に関する中期目標の達成状況の評価については、評価委員会が評価を行うこととする。

(3) 業務運営・財務内容等の状況の評価

- 各法人は、実績報告書において、「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営に関する重要事項（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の4項目に係る中期計画の記載事項毎に、中期目標期間の業務実績について、以下の4種類により自己評価しその進捗状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載することとする。

「中期計画を上回って実施している」(Ⅳ)

「中期計画を十分に実施している」(Ⅲ)

「中期計画を十分には実施していない」(Ⅱ)

「中期計画を実施していない」(Ⅰ)

- 評価委員会は、中期計画の記載事項毎に、法人の自己評価の妥当性も含めて総合的に検証した上で、共通の観点に係る取組状況等も勘案し、4つの項

目毎に、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階で評価することとする。
また、優れた点や改善すべき点を、各法人が自主的に行う業務運営の改善に資する観点から、分かりやすく指摘することとする。

「中期目標の達成状況が非常に優れている」

「中期目標の達成状況が良好である」

「中期目標の達成状況がおおむね良好である」

「中期目標の達成状況が不十分である」

「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

- 評価委員会において中期目標の達成状況を判断する際のⅣまたはⅢの割合等による目安については、第1期中期目標期間の中期目標期間評価における経験や中期計画の項目数等を勘案して、弾力的に取り扱うとともに、必要に応じて見直しを行うこととする。
- 中期目標、中期計画の記載にかかわらず法人が取り組む必要のある共通事項を設定し、その状況を評価することとする。その場合において、共通事項を特に重点的に取り組むべき事項に精選することや、法人の機能別分化に配慮した評価方法などを検討することとする。
- 評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の確定に先立ち、法人に意見申立ての機会を付与することとする。

3. 年度評価の基本的な方向性

(1) 業務運営・財務内容等の状況の評価

- 各法人は、実績報告書において、「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営に関する重要事項（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の4項目に係る年度計画の記載事項毎に、当該年度における中期計画の実施状況について、以下の4種類により自己評価するとともに、そのように判断した理由を記載することとする。

「年度計画を上回って実施している」(Ⅳ)

「年度計画を十分に実施している」(Ⅲ)

「年度計画を十分には実施していない」(Ⅱ)

「年度計画を実施していない」(Ⅰ)

- 評価委員会は、当該年度の業務実績について、年度計画の記載事項毎に、法人の自己評価の妥当性も含めて総合的に検証した上で、共通の観点に係る取組状況等も勘案し、4つの項目毎に、以下の5段階で評価することとする。また、優れた点や改善すべき点を、各法人が自主的に行う業務運営の改善に資する観点から、分かりやすく指摘することとする。

「中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」

「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」

「中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」

「中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている」

「中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある」

- 評価委員会において中期目標・中期計画の達成に向けた進捗状況を判断する際のⅣまたはⅢの割合等による目安については、第1期中期目標期間の年度評価における経験や年度計画の項目数等を勘案して、弾力的に取り扱うとともに、必要に応じて見直しを行うこととする。
- 中期目標、中期計画の記載にかかわらず法人が取り組む必要のある共通事項を設定し、その状況を評価することとする。その場合において、共通事項を特に重点的に取り組むべき事項に精選することや、法人の機能別分化に配慮した評価方法などを検討することとする。
- 評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の確定に先立ち、法人に意見申立ての機会を付与することとする。

(2) 教育研究の状況の外形的、客観的な進捗状況の確認

- 教育研究に関する中期目標に係る事業の外形的、客観的な進捗状況を簡素な形式で確認し、注目される点や遅れている点を指摘することにより、各法人における教育研究に係る中期目標の達成に向けての取組を促すこととする。

